



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第6号 令和2年4月1日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
195	令和2年度における特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等を定めた件	管財課
196	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認めた件	漁業調整課
197	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
11	徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程	

### 【病院局告示】

番号	表題	担当課名
1	指定代理納付者を指定した件	

### 【海区漁業調整委員会指示】

番号	表題	担当課名
2	徳島海区のうち南部海域における宝石さんごの採捕について指示する件	

## 徳島県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和二年度において徳島県の締結する契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（県有庁舎等の維持管理業務、建設工事及び建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等に係るものを除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和二年四月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号。以下「審査要綱」という。）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者とする。

### 二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）及び同条第一号の経歴書の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 3 外国人又は外国人法人にあつては、審査要綱第三条第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- 5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二六三）

### 三 資格に関する文書を手入するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配付されるもの又は2の場所において掲載されるものを入手することとする。

- 1 徳島県の庁舎における配付場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二六三）

- 2 徳島県のホームページにおける掲載場所

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kensei/oho/soshi/ki/kei/ei/senr/yakubu/kanzai>

ka/

## 四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、審査要綱第五条及び徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第二条第四項に定めるところにより行う。

#### 五 資格の有効期間

資格の有効期間は、この告示の現に資格を有する者及び申請書を提出し審査を受けてこの告示の日から令和二年九月三十日までの間に資格を有することとなる者については、同日までとし、同年十月一日以降に資格を有することとなる者については、当該資格を有すると認められた日から令和五年九月三十日までの間とする。

#### 六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるとおりとする。

#### 七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。

徳島県告示第九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年四月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

加入区名

北泊加入区

徳島県告示第百九十七号

平成二十八年四月一日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和二年三月三十一日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年四月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

北泊加入区

## 徳島県病院局管理規程第十一号

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程

徳島県病院事業管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「住所」の下に「、勤務先名、勤務先住所」を、「電話番号」の下に「

（自宅、携帯又は勤務先）」を加える。  
様式第一号を次のように改める。

# 入 院 申 込 書

年 月 日

徳島県立 病院長 殿

氏 名 ㊟  
保護者（親権者又は後見人）が署名する場合にあっては  
患者との続柄（ ）

私(下記の者)は、貴院に入院したいので、許可くださるよう徳島県病院事業管理規程第 2 条第 1 項の規定により申し込みます。

なお、入院の上は、貴院の諸規定及び指示事項を遵守することを誓約します。

入院者			
ふりがな			
氏名	㊟		
生年月日	年	月	日
現住所			
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
勤務先名		電話番号 (勤務先)	
勤務先住所			

様式第二号を次のように改める。



様式第2号（第2条関係）

身元引受兼債務保証書

年 月 日

徳島県立 病院長 殿

徳島県病院事業管理規程第2条第1項の規定に基づき、提出します。  
 次の者が貴院での入院治療を受けるに際して、下記の内容を遵守することを誓約します。

記

1. 身元引受人は、身元に関する一切の事項を引き受けます。
2. 連帯保証人は、入院に係る一切の債務を下記の極度額の範囲内で連帯して保証します。

以上

入院者の氏名		入院日	年 月 日
--------	--	-----	-------

身元引受人 ※身元引受人と連帯保証人は、同一人でも構いません。			
ふりがな			
氏名	㊟		
生年月日	年 月 日	患者との 続 柄	
現住所			
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
勤務先名		電話番号 (勤務先)	
勤務先住所			

連帯保証人			
ふりがな			
氏名	㊟		
生年月日	年 月 日	患者との 続 柄	
現住所			
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
勤務先名		電話番号 (勤務先)	
勤務先住所			
極度額		円	

様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

{

 身元引受人  
 連帯保証人
 
}
氏名等変更届

年 月 日

徳島県立 病院長 殿

入院患者氏名 ㊟  
 身元引受人氏名 ㊟  
 連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり変更したので、徳島県病院事業管理規程第2条第2項の規定により届け出ます。

氏 名	変 更 前	
	変 更 後	
現 住 所	変 更 前	
	変 更 後	
電話番号 (自宅)	変 更 前	
	変 更 後	
電話番号 (携帯)	変 更 前	
	変 更 後	
勤務先名	変 更 前	
	変 更 後	
勤務先住所	変 更 前	
	変 更 後	
電話番号 (勤務先)	変 更 前	
	変 更 後	

(記入要領)

身元引受人及び連帯保証人のうち、氏名等を変更しようとする方を○で囲んでください。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号、様式第二号及び様式第三号に相当する改正前の様式第一号、様式第二号及び様式第三号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県病院局告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年四月一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

- 一 指定代理納付者の指定を受けた者  
阿波銀カード株式会社 徳島市西船場町二丁目十二番地  
トモニカード株式会社 徳島市昭和町一丁目三十七番地  
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番十五号
- 二 指定代理納付者による代理納付を認めた収入  
徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院における徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条に規定する使用料等
- 三 指定代理納付者による代理納付が行える期間  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項に基づき、徳島海区のうち南部海域における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、次のとおり指示する。

令和二年四月一日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。

二 採捕の制限

徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、三に掲げる者が採捕する場合であつて徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

三 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

四 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

五 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

六 承認の取消

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡し、又は販売してはならない。

八 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

九 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までとする。